

重要!



大阪府本部会員の皆様へ 法律相談窓口 電話番号等の変更について

大阪府本部の会員様にご利用いただいています不動産取引に関する法律相談窓口の電話番号等が、**令和4年10月3日**より以下のとおり変更となります。お掛け間違いのないようご注意ください。

変更前

不動産に関する法律相談
梅田総合法律事務所

TEL : 06-6348-5566
電話またはメールで相談受付

変更後

不動産取引に関する法律相談
全日不動産相談センター
「全日ラビー相談室」



☎ 06-6225-7688

対象会員	西日本エリア（近畿、中国、四国、沖縄・九州地区）の会員
相談料	無料
受付時間	平日 10:00～16:00（土日祝日、夏季・冬季休暇を除く）
相談時間	原則10分程度
相談方法	お電話にてご相談ください。 <u>※メールでの受付はなくなりました。</u> その際に以下の内容を相談員にお伝えください。 ①宅建免許番号②所属する地方本部名③商号④相談者氏名⑤電話番号
ご利用上の注意	次ページの注意事項を必ずお読みいただき、ご了承いただいた上でご利用いただけますようお願いいたします。

ご利用上の注意

- 1-① 全日ラビー相談室が実施する法律相談事業（以下「本相談」という）は、電話による相談が対象であり、原則として、1件の相談につき概ね10分程度（最大でも20分まで）で対応可能なものに限るものとし、書面のチェックや作成などは含まれません。（20分が経過した場合には、他者の相談にも支障をきたすため、相談員は相談を終了することがあります。）。
- 1-② 前項の時間を超えた場合、相談員の指示に従わない、自身の意図する結論を回答するように求めるなど、相談員がこれ以上正常な相談を継続することが困難と判断した場合には、相談員の裁量により、その旨告知して相談を終了することがあります。
- 1-③ 相談員の指示に従わずに、同じ相談を繰り返した場合、特定の相談員を指定し、又は、除外することを求める場合など、本相談に相応しくないと相談員が判断した場合には、当該相談者に対しては以後、本相談を拒否することがあります。
- 2-① 本相談は、即時対応するものではなく、原則として、折返しを希望する電話番号を応答者に伝えた上で、相談員から折返しの連絡を入れて対応するものであることをご理解ください。また、相談者が求める場合であっても、相談員を指定することは一切できません。
- 2-② 2-①の折返しの電話については、当日中に担当者から折り返すことを原則としますが、諸事情により、翌営業日の連絡になることがあることはご了承ください（但し、翌日が営業日ではない場合は、直近の営業日での折返しとなる場合があります）。なお、相談員からの折返しの電話は原則として1回限りとし、その電話に相談者が出ない場合であっても、相談員から何度もかけ直すことは出来かねますので、ご了承ください（話し中などで呼音がならない、留守電にならない場合など、折返し電話があったことを相談者が分からない可能性がある場合もありますが、その場合には必要に応じて相談者から改めてお電話をいただく必要があります）。
- 3-① 本相談については、相談員の判断により録音する場合があることを事前にご了承ください。
- 3-② 本相談を利用する協会会員は「宅建免許番号、所属する地方本部名、商号、相談者氏名及び電話番号」を告げていただく必要があります、申告いただけない場合は利用できませんので、あらかじめご準備の上お電話をお願いします。
- 4 本相談について、相談者が相談員の依頼人その他利害関係人を相手方とする相談である場合には、その旨を当該相談者に告げて本相談を中止することがありますので、あらかじめご了承ください。
- 5 法律相談の内容により、相談員が電話では対応が困難と判断した場合は、そのことを告げ、面談（WEB会議）による相談への切替えを提案させていただくことがあります（その場合の当該相談は協会の無料法律相談事業とは別の相談員と相談者との間の有償の相談となります）。相談者がこれを望まない場合、地理的に困難な場合には、相談員は電話で対応可能な範囲で対処した上、本相談を終了することになりますので、ご理解をお願いします。
- 6 回答は担当者の私見を参考意見として述べるものです。回答に従うか否かは、相談者の責任においてお決めください。当会及び担当者は、その結果に責任を負いかねます。